

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和4年1月6日
発信課	市民生活部市民活動課市民活動係
担当者	近江
連絡先	電話 (0166) 25-6012
	FAX (0166) 25-6515
	E-mail shiminkatsudo@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 <input checked="" type="checkbox"/> 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日程	令和4年1月5日から令和4年3月14日 まで
発表項目 (行事名)	令和4年度に実施する町内会等活性化事業を募集
概要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	<p>1. 趣旨及び内容 地域力の向上と地域主体のまちづくりを推進するため、町内会や自治会が主体となって取り組む組織力強化や地域の課題解決、地域住民相互の交流促進等の活動に対して補助金を交付する「町内会等活性化事業」の令和4年度実施事業計画書の受付を開始します。 この事業は令和元年度から実施しており、令和3年度は13事業が採択され、町内会の活性化を目指し様々な活動を行っています。</p> <p>2. 補助対象団体 旭川市内の町内会や自治会</p> <p>3. 補助額 補助対象経費の8割以内又は10割以内(上限10万円) ※補助金交付には条件あり。 ※加入促進イベントや町内会案内パンフレットの作成など、町内会等の組織力を強化する事業に対しては全額補助。</p> <p>4. 申込締切 <u>令和4年3月14日(月)</u></p> <p>5. これまでの採択事業(一部) 自主防災活動、町内会創立周年記念事業、夏祭り、不法投棄・防犯対策活動など</p>
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 ※募集案内 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道(取材)に当たってのお願い	
備考	



令和4年度「町内会等活性化事業」 の募集について



町内会長さんへ

旭川市では、町内会や自治会が主体となって取り組む組織力の強化や地域の課題解決、地域住民相互の交流促進等の活動に対して補助金を交付する「町内会等活性化事業」を実施しており、次年度(令和4年度)も引き続き事業の実施を予定していることから、令和4年度「町内会等活性化事業」の計画書の提出を令和4年1月から受け付けます。

事業の概要は下記のとおりです。町内会や自治会内で同補助金制度の活用について御検討いただきますようお願いいたします。

※なお、同事業については、予算成立後の令和4年4月以降に予算の範囲内での実施となりますので御了承ください。

●対象団体

旭川市内の町内会や自治会

※申請は、1団体につき1事業とします。

●補助金の額

補助対象経費の8割以内又は10割以内(10万円まで)

●対象となる事業

地域住民の創意工夫による町内会等の活動活性化に向けた次のような事業



【補助率10割】

① 町内会等の組織力を強化する事業

会員加入促進イベント、町内会案内パンフレット作成、町内会等の統合・再編に向けた活動 など



【補助率8割】

① 地域課題の解決に向けた事業

自主防災組織の設立、高齢者の見守り体制の構築、地域除雪体制の整備 など



② 地域住民の交流に関する事業

世代間交流事業、地域交流イベント、町内会のホームページ作成 など



③ その他地域力向上に関する事業

町内会広報紙の創刊・リニューアル
地域で活動する団体と連携して新たに取り組む事業 など



※注意事項※

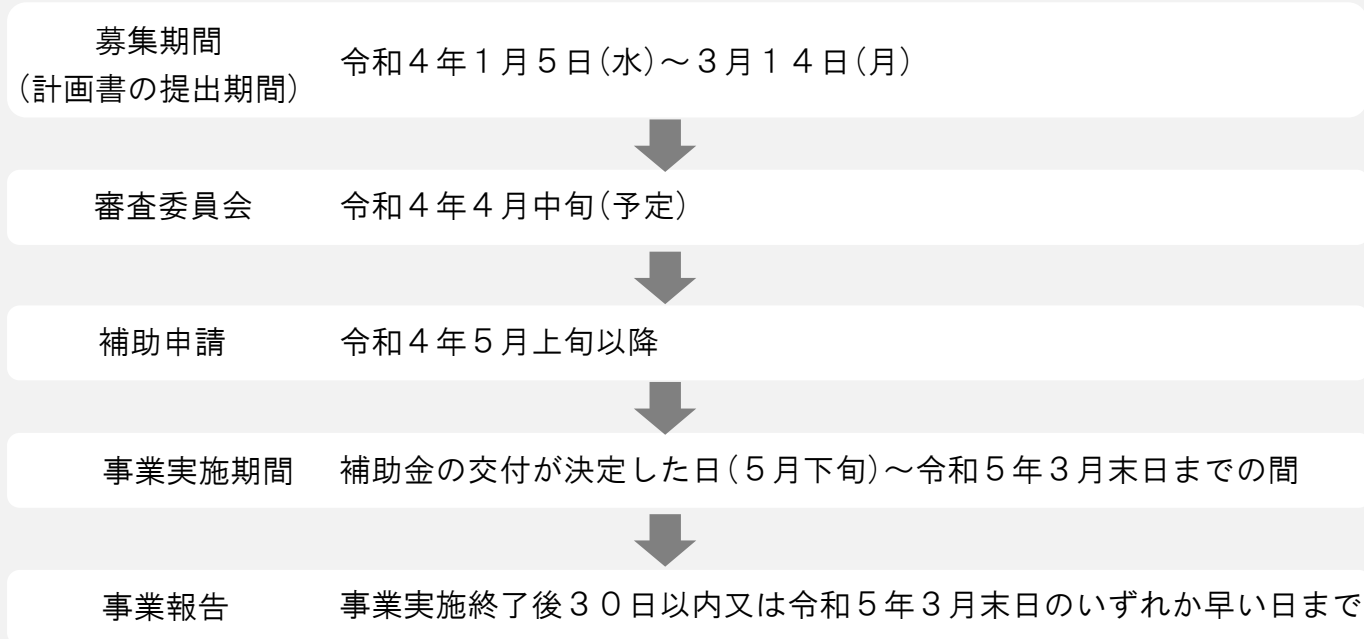
事業の採択は、事業の必要性や効果、企画内容、チャレンジ性などについて審査委員会の審査を経て決定されます。

また、以下の事業は補助金の対象とはなりませんのでご注意ください。

○他の市補助金と重複するもの ○政治・宗教・営利活動・募金活動 ○特定の個人や関連性のない団体の構成員のみを対象としたもの ○事業の内容が主として工事や委託で行われるもの

裏面に続く→

●募集から事業報告まで



●申請書類等

1 事業計画書(様式第1号)

2 事業実施計画書(様式第2号)

3 事業収支予算書(様式第3号)

4 市民委員会等副申書(様式第4号)

5 その他市長が必要と認める書類(団体の規約, 役員名簿, 総会資料)

《HP 検索方法》

旭川市トップページ → くらし

↓
【市民活動・参加・地域まちづくり】町内会・市民委員会

↓
町内会 → 令和4年度町内会等活性化事業の募集について



各様式は下記お問合せ先で配布しているほか、
ホームページにも掲載しております。



●その他

- ・補助金を充てることができない経費もありますので、必ず募集案内を御確認ください。より詳しい募集案内は市民活動課、各支所、住民センター・地区センター等で配布しております。
- ・事業内容や申請書類の作成につきまして、御不明な点がございましたら市民活動課に御相談ください。

提出・お問合せ先

旭川市 市民生活部 市民活動課 市民活動係

〒070-8525 旭川市6条通9丁目 旭川市総合庁舎4階

電話：0166-25-6012 FAX：0166-25-6515 メール：shiminkatsudo@city.asahikawa.lg.jp